



令114条2項に規程 防火上主要 な間仕切り壁	P B t=12.5下張り、P B t=9.5上張り（両面張り・屋根面まで） （平成12年告示1358号第一第一号口(1)（ ）の構造）
令114条3項に規程 小屋裏隔壁	P B t=12.5下張り、P B t=9.5上張り（両面張り・屋根面まで） （平成12年告示1358号第一第一号口(1)（ ）の構造）
主要な間仕切り壁	P B t=15.0張り（天井面まで） （平成12年告示1358号第一第二号口にて定める同第一第一号口(1)（ ））
Ⓜ 消火器（10型）設置位置を示す	就労支援B : 488.99/100=5台以上 地域活動支援 : 73.70/100=1台以上 建物全体 : 562.69/100=6台以上
■ 柱	カラマツ材 105
■ 化粧柱	唐松集成材 200 （35以上+105+35以上） ○ K
■ 排煙は告示1436-4-ハ(2)による。	（防災区画の為壁仕上材は不燃材料とすること） （開口部は50cm以上の下がり壁を設けること）

符号	W*H*箇所	面積	
AD-1	3.47*2.0*2箇所	13.88	
AD-4	1.65*2.0*3箇所	9.90	
AD-4'	1.65*2.0*2箇所	6.60	就労支援B 床面積:488.99/30=16.29m2
AD-5	1.65*1.8*1箇所	2.97	33.35>16.29 有窓階
AD-5	1.65*1.8*1箇所	2.97	
AD-5'	1.61*1.8*1箇所	2.89	
AD-7	2.56*2.2*1箇所	5.63	地域活動支援 床面積73.70/30= 2.45m2
AD-8	1.65*2.0*1箇所	3.30	14.79>2.45 有窓階
合計		48.14	延べ床面積:562.69/30=18.75m2 48.14>18.75 有窓階

給気口・換気口の位置は換気計画図による
 （防火区画貫通部はFD付(100以下且つ金属製フードは除く)とする）
 台所はIHヒーターの為、火気使用室としない。
 暖炉周囲(■部分)は、火気使用室の為、
 準不燃材で仕上げるものとする。(矩計参照)

1階平面図 S=1/100